

令和5年第2回鞍手町議会定例会

町長所信表明

令和5年3月1日

令和5年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、町政の基本方針について、私の所信を申し上げ、議会並びに町民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、昨年9月の町長選挙におきまして、町民の皆様から多くの温かいご支援をいただき、引き続き町政運営の重責を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いであります。

本来であれば、昨年9月の町長選挙直後の定例会におきまして、町政運営の方針を述べさせていただくところでしたが、すでに令和4年度の政策的予算も編成しており、行政運営を進めていることから、新たな年度を迎えるにあたり、今後の私の町政に対する基本姿勢と「未来に続く持続可能なまちを目指して」掲げた三つの公約について、その所信を述べさせていただきます。

【安全・安心な鞍手町に】

まず、はじめに「安全・安心な鞍手町に」です。この公約には、6つの施策を掲げております。

一つ目は、「新型コロナウイルスへの速やかな対応」についてです。

これまでの任期4年のうちの半分以上は、終始、新型コロナウイルス感染症対策に追われた日々でした。同時に想定外の出来事により世の中が大きく変動した4年間でもあったように思います。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に流行の兆しが現れ、またたく間に世界各国で感染が拡大しました。我が国においても社会経済の停滞による未曾有の危機に陥り、国は、感染拡大防止のためにまん延防止等重点措置を決定し、さらには、国民の命と健康を守るため、さまざまな施策を打ち出し取り組んできました。

本町においては、令和4年度も引き続き町民の皆様に新型コロナウイルス感染症の影響による感染拡大防止にご協力をいただきました。

同時に本町では、新型コロナウイルスワクチン接種を進め、国の感染防止対策や経済対策と連動するとともに、町独自の各種補助事業に取り組んでまいりました。

今後は、感染症法上、2類から5類へ引き下げられる方針が決定されましたが、今後も国の動向等を注視しながら速やかな対応を進めていくこととしております。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種については、地方独立行政法人くらて病院をはじめ、町内5医療機関には多大なご協力をいただいたことに対しまして改めて感謝申し上げます。

二つ目に、「災害に強い役場新庁舎の建設」についてです。

役場庁舎等の移転建替えにつきましては、昨今の社会情勢の影響による資材価格の高騰を主な要因として、昨年8月に実施した入札が不落となりましたが、9月議会に提案いたしました増額補正の追加議案に対しまして議員各位のご理解をいただき、ご承認をいただいた後、11月に実施した再度の入札では、予定価格内で落札され、12月議会を経て建設事業者が決定いたしました。

今後も、緊迫する欧米諸国の情勢による世界経済の変化や新型コロナウイルス感染症の動向などを注視しながら、災害に強いまちづくりの根幹をなす新庁舎建設を進めてまいります。

現在は、起工式を終え、いよいよ本格的な建設が始まり、予定している令和7年1月の開庁を目指して事業を進めてまいります。

三つ目に、「六田川や西川など治水対策を推進」についてです。

西川の改修事業は、県の事業として順調に進んでいくことと思いますが、六田川の治水対策については、国・県に対して要望を行うとともに本町としても手詰まりとなっている現状の打開に向けて努力してまいります。

四つ目に、「本町交差点と周辺歩道の整備」についてです。

鞍手インターチェンジ、北九州市とつながる北九鞍手夢大橋の開通などにより交通インフラが整い、県道直方・鞍手線のバイパス工事が進められております。

また、現在本町交差点と周辺の歩道整備も県事業として事業化され、より利便性の高い町へと整備が進められております。今後も交通の利便性の向上に向けて、周辺歩道等の整備を県と歩調を合わせながら行ってまいります。

五つ目に、「地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施」についてです。

災害はいつ起こるかわかりません。そのため日頃から備え、自分の身は自分で守るための適切な避難行動をとることが重要になりますが、非日常的な出来事には行動が伴わない場合もあります。

自身がとるべき行動を平時から計画を立て備えることや地域の防災力の向上は大変重要なものと考えます。

今後は、自主防災組織と連携を密にし、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施を進めてまいります。

六つ目に、「小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定」についてです。

近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は時と場所を選ばず、私たちの生活を脅かしています。

平成30年7月豪雨以降、幸いにも本町には大きな災害は発生していませんが、災害時の公共施設の役割の重要性も考慮し、避難所の再配置について検討していきたいと考えております。

また、国の国土強靱化計画や福岡県の地域強靱化計画と調和しながら、引き続き万が一の事態、災害に備え準備を進めてまいります。

また、本町全体の公共施設の利活用の検討を行うため、新たに鞍手町公共施設等利活用検討委員会の設置を予定し、避難所再配置の検討と併せて、安全・安心の視点を念頭に置いた公共施設の利活用の検討を進めてまいります。

【明るく元気な鞍手町に】

次に、「明るく元気な鞍手町に」です。この公約には、10の施策を掲げております。

一つ目に、「子どもたちが楽しく学べる小学校の建設」についてです。

令和３年度より取り組んできました小学校のあり方については、小学校のあり方検討委員会において、令和３年度（令和４年２月２５日）に６小学校を１校に統合との報告を受け、その後は、建設地について協議を行っていただきました。現在は、総合教育会議において、あり方検討委員会の意見を参考に教育委員の皆様と統合する際の小学校の場所や様々な課題などに関し意見交換を行っておりますが、私自身は、町長就任以前から子どもたちが楽しく学べる小学校の建設を切望しており、鞍手町の未来を担う子どもたちに最適な教育環境の整備、充実を図っていきたいと考えております。

二つ目に、「ＩＣＴを活用した教育ＤＸの推進」です。

国のＧＩＧＡスクール構想を実現するため、本町においても令和２年度に児童・生徒１人に１台のコンピューター端末の配布や通信ネットワークの環境整備を行いました。

今後は、ＩＣＴを活用した授業が急速に進んでいくことから、教職員一人ひとりがＩＣＴ活用指導力とそれを身に着けるための研修等のあり方を含めたソフト面での環境整備を行ってまいりたいと考えております。

三つ目に、「高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備」についてです。

私は、常々健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。幾つになっても、また障がいがある方もない方も元気でいきいきと生活できることが重要であると思っております。

今後も高齢者や障がい者の福祉につきましては、第5次鞍手町総合計画後期基本計画に掲げた高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備や、障がい者が共に暮らせる地域づくりを目標に掲げ、高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまちをめざして取組みを進めてまいります。

四つ目に、「地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成」についてです。

少子高齢化の急激な進行や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題が複雑化・多様化しております。

本町においても、自治会への加入率が低下しており、このことは、自治会役員の担い手不足ということだけでなく、地域コミュニティが薄れ、自治会そのものの存続にも直接影響するほど年々深刻化しております。

この自治会役員の担い手不足の要因の一つに広報紙等の配布業務等が考えられます。これらの業務については、すべての世帯へポスティングによる配布を行うことで役員の負担軽減につながればと思います。

また、新たなコミュニティを醸成していくためには、自主防災組織等の機能を活用した地域社会の再生を検討し、活性化に繋げてまいりたいと考えております。

五つ目に、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」です。

デジタル技術を活用した住民サービスを享受できる自治体を目指すための計画を今年度末には策定する運びです。

この計画では、町民が誰一人取り残されることなく、デジタル技術を活用した住民サービスを享受できるように『誰もが安心・安全・便利に繋がる「スマートタウンくらて」』を基本理念に掲げ、住民の窓口負担を減らします。さらには地域社会のデジタル化、デジタルデバイド対策を行うため、デジタル活用支援事業としてスマホ教室を開催し、住民サービスの向上を推進してまいります。

六つ目に、「地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化」についてです。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・情報発信等の地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るためのものです。

この地域おこし協力隊は、総務省が令和8年度までに1万人に増やすことを目標として掲げており、特別交付税により隊員1人当たり480万円を上限とした財政措置がなされております。

地域の活性化を図るには、地域外からの人材による新たな目線での課題解決や活性化を図る力が必要であり、そのような力がまちの活性化の一助になると考えております。

七つ目に、「部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備」についてです。

本町の中学校は、昔から部活動が盛んであり、多くの部活動が県大会などに出場しております。また、外部指導者も積極的に活用しており、今後も時代を担う中学生が部活動を楽しく、真剣に取り組めるように部活動の活性化に取り組んでまいります。

また、先程も述べましたが、だれもが健康で長生きできるように多様な世代に合った環境の整備に取り組んでまいります。

八つ目に、「企業誘致と産業の振興」についてです。

県の事業ではありますが、鞍手インターチェンジのアクセス道路である県道直方鞍手線のバイパス整備事業が令和5年度中に完成予定であり、完成されればインターチェンジから木月方面、鞍手工業団地へのアクセスがスムーズになり、地域経済の活性化が見込まれます。

また、直方市と広域事業として取り組んでいる直方・鞍手工業用地造成事業が着実に進んでおり、データセンターの誘致に向けて、今後も福岡県や直方市とともに取り組んでまいります。

さらに本町は、鞍手インターチェンジの地理的優位性を最大限に活かせることから諸課題を解決しながら、企業誘致に向けて取り組んでまいる所存です。

また、深刻化している農業従事者の高齢化や後継者不足を打開するために、今後も国、県の補助を活用して自動運転のトラクターやコンバインなどを利用したスマート農業の普及や新規就農者を含む農業の支援に向けた各種事業を実施し、農業の振興に取り組んでまいります。

九つ目に、「農産物の地産地消と特産品の開発」についてです。

「地域のものは地域で消費する」の考えを念頭に置き、鞍手町の農産物を有効的に活用し、鞍手町の農産物は、鞍手町で消費できるように取り組むとともに、新たな商品開発やふるさと納税の返礼品となるよう今後検討してまいります。

最後に、「空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む」についてです。

これまでも、少子高齢化や人口の都市一極集中の影響を受け、本町の人口は減少し続けてきました。しかし、鞍手町人口ビジョンや立地適正化計画において、目標人口を定め、その実現に向けて効果的な施策を実施しております。

本町においては鞍手町定住促進奨励金交付条例に基づき、町内に住宅を取得し居住された人に、奨励金の対象となる家屋と土地に対する固定資産税相当額を年間15万円を上限として10年間交付を行っておりますが、この定住奨励金による実績に基づき成果を検証した結果、人口減少の抑制に一定の成果が確認できたことから、本事業の事業期間を5年間延長し、現在、取り組んでいるところです。

今後は、空家問題や立地適正化計画で設定した居住誘導区域に本事業をどのように活かして成果を高めていくかを検討してまいります。

【人と地球にやさしい鞍手町に】

次に「人と地球にやさしい鞍手町に」です。この公約には、7つの施策を掲げております。

一つ目の「再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す」と二つ目の「電力の地産地消で地域を活性化」についてです。

令和3年3月3日に、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和4年度には、国の補助事業の採択を受けて脱炭素化推進戦略の策定や公共施設への再生可能エネルギー導入のためのポテンシャル調査を実施し、地球温暖化対策実行計画の策定を進めております。

今後も引き続き、ゼロカーボンシティを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んで行きたいと考えております。

まずは、新庁舎における太陽光発電の余剰電力を活用する仕組みを導入するとともに、北九州都市圏域の各自治体と連携し、再生可能エネルギー活用の一取り組みを進め、脱炭素の一取り組みと併せて電力の地産地消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目に、「手話言語条例の制定」です。

手話言語条例については、去る１２月議会において、可決をいただきました。

今後は、手話に対する理解の促進と総合的かつ計画的に手話に関する施策を進めてまいります。

四つ目に、「高校生までの医療費を完全無料化」についてです。

移住定住を念頭に置き、子育て世帯における医療費の負担軽減を拡大し、子育て世代の支援・充実を図るため、本町独自の助成対象を１８歳到達年度末までとして、実施していきたいと考えております。

五つ目に、「がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成」についてです。

がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担の軽減を

図るため、医療用ウィッグや補整具等の購入費に対する補助を目的としたアピアランスケア推進事業を実施したいと考えております。

六つ目に、「地域公共交通の利便性の向上」についてです。

地域公共交通については、アンケートを行った際に、もっとも多くの方が要望として挙げている項目です。

今後は、利便性や費用対効果を考えながら取り組む必要があると考えております。

七つ目に、「ごみの減量化と食品ロスの削減」についてです。

現在、本町では宮若市、小竹町と共同で月2回、くらしクリーンセンターの資源回収事業を行っております。

家庭で不要になったものを全てゴミとして出すのではなく、資源として再利用する取り組みを行っています。

今後も引き続き資源回収を実施していきますが、ごみの分別を徹底し、再資源化できるものは、ゴミとして排出しないように住民等への周知を行いながら、リサイクル意識を高揚させるための周知・啓発を行い環境負荷の少ない循環型社会をめざしてまいります。

食品ロスの削減については、世界的にも大きな課題として認識されているところです。本町においては、地元の農産物を学校給食に取り入れ地産地消にも取り組むことで食品ロス等にもつなげていければと考えているところです。

以上、私の公約を述べさせていただきましたが、令和4年12月議会において課室設置条例を可決いただき、令和5年度からは新たな組織機構を整え、近隣にない住環境と利便性を備えた安全安心なまちとするため、職員と一丸となって引き続き全力で取り組んでまいる所存でございます。

最後になりますが、鞍手町の良いところは残しながら、流れを止めることなく社会情勢の変化に順応し、活力に満ちた明るい未来に続く持続可能なまちづくりを進め、便利で暮らしやすく、だれもが心豊かで幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町の実現に向けて邁進する所存ですので、どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明いたします。